

令和8年2月24日開会

川越市議会第1回定例会議案



## 議 案 目 次

議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 2 号	非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	5
議案第 3 号	川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議案第 4 号	川越市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	1 1
議案第 5 号	川越市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて・・	1 2
議案第 6 号	川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	1 4
議案第 7 号	川越市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	1 5
議案第 8 号	川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	1 6
議案第 9 号	川越市医療問題協議会条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	1 8
議案第 1 0 号	川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	1 9
議案第 1 1 号	川越市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	2 4
議案第 1 2 号	川越市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等手続条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	2 5
議案第 1 3 号	川越市マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	3 0
議案第 1 4 号	川越市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて・・	3 1
議案第 1 5 号	川越市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び川越市監	

	査委員条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	34	
議案第16号	川越市学校部活動地域連携・地域移行推進基金条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	35	
議案第17号	川越市新宿町一丁目広場の指定管理者の指定について・・・・・・・・	36	
議案第18号	包括外部監査契約について・・・・・・・・	37	
議案第19号	川越運動公園総合体育館メインアリーナ等空調設備整備工事請負契約について・・・・・・・・	38	
議案第20号	権利の放棄について・・・・・・・・	43	
議案第21号	権利の放棄について・・・・・・・・	44	
議案第22号	川越市道路線の認定について（開発行為）・・・・・・・・	45	
議案第23号	令和7年度川越市一般会計補正予算（第7号）		別冊1
議案第24号	令和7年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）		
議案第25号	令和7年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）		
議案第26号	令和7年度川越市水道事業会計補正予算（第2号）		
議案第27号	令和7年度川越市公共下水道事業会計補正予算（第4号）		
議案第28号	令和7年度川越市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）		
議案第29号	令和8年度川越市一般会計予算		
議案第30号	令和8年度川越市国民健康保険事業特別会計予算		
議案第31号	令和8年度川越市後期高齢者医療事業特別会計予算		
議案第32号	令和8年度川越市歯科診療事業特別会計予算		
議案第33号	令和8年度川越市介護保険事業特別会計予算		別冊2
議案第34号	令和8年度川越市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算		
議案第35号	令和8年度川越市川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計予算		
議案第36号	令和8年度川越市水道事業会計予算		
議案第37号	令和8年度川越市公共下水道事業会計予算		
議案第38号	令和8年度川越市農業集落排水事業会計予算		

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

川越市長 森 田 初 恵

## 記

### 専 決 処 分 書

#### 1 令和7年度川越市一般会計補正予算（第6号）

上記は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月20日

川越市長 森 田 初 恵

令和 7 年度川越市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度川越市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 77,214 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 145,470,826 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		10,351,362	77,214	10,428,576
	3 委託金	1,524,618	77,214	1,601,832
歳入	合計	145,393,612	77,214	145,470,826

(2) 歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,639,254	77,214	15,716,468
	4 選挙費	200,884	77,214	278,098
歳出	合計	145,393,612	77,214	145,470,826

議案第2号

非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについて

非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月24日提出

川越市長 森田初恵

非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和42年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「以下」を「次項及び附則第5条第7項第2号において」に、「9,700円」を「1万円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中

12,900円	13,700円	14,500円
11,300円	12,100円	12,900円
9,700円	10,500円	11,300円

を

「

13,340円	14,170円	15,000円
11,670円	12,500円	13,340円

に改める。

10,000円	10,840円	11,670円
---------	---------	---------

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、このように措置する必要がある。

### 議案第3号

川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
を定めることについて

川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月24日提出

川越市長 森田初恵

川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
川越市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第6条の3の見出しを「（第一種初任給調整手当）」に改め、同条第1項中「31万円」を「31万800円」に、「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条第2項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第9条の4第1項中「借り受け、」の次に「月額1万6,000円を超える」を加え、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額
- (2) 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）を1万1,000円に加算した額

第10条第2項第1号中「第4項」を「第5項」に改め、同項第2号中

「自動車等の使用距離が片道４キロメートル未満である職員にあつては２，７００円、その他の職員にあつては自動車等の使用距離の区分に応じた次の表に」を「６万６，４００円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市規則で」に改め、同号の表を削り、同条第３項中「次項」を「第５項」に改め、同条第８項を同条第９項とし、同条第７項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第８項とし、同条第６項を同条第７項とし、同条第５項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同項を同条第６項とし、同条第４項中「及び」を「、」に、「)の」を「)及び前項第１号に定める額の」に、「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。

４ 第１項第２号又は第３号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（市規則で定める要件を満たすものに限る。第１号及び第８項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前２項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、５，０００円を超えない範囲内で１箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前２項の規定による額

附 則

（施行期日等）

１ この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第６条の３第１項の改正規定（「３１万円」を「３１万８００円」に改める部分に限る。）並びに次項並びに附則第３項及び第５項の規定は、公布の日から施行する。

２ 前項ただし書に規定する改正規定による改正後の川越市一般職の職員

の給与に関する条例（次項において「新給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 新給与条例の規定を適用する場合においては、附則第1項ただし書に規定する改正規定による改正前の川越市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された初任給調整手当は、新給与条例の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

（令和9年3月31日までの間における住居手当に関する経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における改正後の第9条の4第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「月額1万6,000円を超える家賃」とあるのは「家賃」と、同条第

2項中 「(1) 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額

(2) 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除し

た額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）

「(1) 月額1万7,80

とあるのは (2) 月額1万7,80  
を1万1,000円に加算した額」

(3) 月額2万5,00

0円未満の家賃を支払っている職員 3,000円

0円以上2万5,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額

0円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万5,000

から1万4,000円を控除した額

円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,00

0円を超えるときは、1万7,000円)を1万1,000円に加算し

とする。

た額」

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 提 案 理 由

職員の給与の改定、給与制度の見直し等を行うため、このように措置する必要がある。

## 議案第4号

川越市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月24日提出

川越市長 森田初恵

川越市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

川越市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和元年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「（次条第5項においてこれらを「パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額」という。）」及び「（同項において「フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額」という。）」を削る。

第15条第5項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

会計年度任用職員の勤務条件の整備を図るため、このように措置する必要がある。

## 議案第5号

川越市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月24日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 川越市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。別表において同じ。）を利用する方法により申請があった場合は、この限りでない。

第4条第3号中「別表第10号」を「別表第12号」に改める。

別表第2号中「200円」の次に「（多機能端末機により証明書を交付する場合にあっては、150円）」を加え、同表第3号中「若しくは住民票の除票」及び「若しくは戸籍の附票の除票」を削り、「200円」の次に「（多機能端末機による場合にあっては、150円）」を加え、同表中第19号を第21号とし、第10号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、同表第9号中「200円」の次に「（多機能端末機により証明書を交付する場合にあっては、150円）」を加え、同号を同表第11号とし、同表中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、同表第4号中「又は住民票の除票の記載事項」を削り、「200円」の次に「（多機能端末機により証明書を交付する場合にあ

っては、150円)」を加え、同号を同表第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 住民票の除票の記載事項に関する証明	1件につき200円
-----------------------	-----------

別表第3号の次に次の1号を加える。

(4) 住民票の除票又は戸籍の附票の除票の写しの交付	1件につき200円
----------------------------	-----------

第2条 川越市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2号、第3号、第5号及び第11号中「200円」を「300円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「別表第13号」を「別表第15号」に、「同表第14号」を「同表第16号」に改める。

#### 提 案 理 由

証明書等の交付に係る多機能端末機の利用の促進等を図るため、このように措置する必要がある。

## 議案第 6 号

川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条、第 1 2 条、第 1 3 条第 1 項の表第 4 条の 2 第 1 項の項及び同条第 2 項中「第 1 4 条第 6 項」を「第 1 4 条第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、このように措置する必要がある。

## 議案第7号

川越市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例の一部を  
改正する条例を定めることについて

川越市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例の一部を改正する  
条例を次のとおり定める。

令和8年2月24日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例の一部を改正  
する条例

川越市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例（令和3年条例第  
22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「次号及び第3号」を「以下この項」に改め、同  
項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「及び」を「、」に改め、「ま  
で」の次に「及び第14号」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号  
の次に次の1号を加える。

(3) 法第54条の2第2項に規定する乳児等通園支援事業所

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

重大事故の検証の対象とする施設又は事業所を見直すため、このように  
措置する必要がある。

## 議案第 8 号

川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例

川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（  
令和 7 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条（見出しを含む。）、第 1 0 条の見出し及び同条第 1 項並びに第  
1 3 条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 1 6 条第 6 号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中  
「並びに」を「その他の」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」  
に改める。

第 2 0 条第 3 項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（  
平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項又は第 2 9 条第 1 項の確認にお  
いて定める利用定員をいう。）」を加える。

第 2 6 条後段を削る。

第 2 7 条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 提 案 理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、このように措置する必要がある。

## 議案第9号

川越市医療問題協議会条例の一部を改正する条例を定めること  
について

川越市医療問題協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月24日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市医療問題協議会条例の一部を改正する条例

川越市医療問題協議会条例（平成26年条例第44号）の一部を次のよ  
うに改正する。

題名を次のように改める。

川越市保健医療審議会条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 保健医療に関する施策を総合的に審議するため、川越市保健医療  
審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2条、第4条第1項及び第2項、第5条、第6条第1項、第7条第1  
項、第8条並びに第9条中「協議会」を「審議会」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

川越市医療問題協議会の審議事項等を見直すため、このように措置する  
必要がある。

議案第10号

川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めること  
について

川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月24日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川越市国民健康保険税条例（昭和34年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「国民健康保険事業費納付金（以下この条）」を「国民健康保険事業費納付金（以下この項）」に、「後期高齢者支援金等（以下この条）」を「後期高齢者支援金等（次号）」に、「及び」を「、」に、「による納付金（以下この条）」を「による納付金（第3号）」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（第4号において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「この条並びに第12条第3項及び第4項において」を削り、同条第5項中「おいて、」を「おける」に改め、「この条並びに第

12条第3項及び第4項において」を削り、「第4項中「」の次に「介護納付金課税被保険者である」を加え、「とする」を「と、前項中「1項世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者」とあるのは「2項世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者（2項世帯主を除く。））」と、「同じ。））」とあるのは「同じ。）（2項世帯主を除く。））」とする」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 子ども・子育て支援納付金課税額は、1項世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。第11条において同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。））」を「法」に、「第5条及び第7条において」を「以下」に改める。

第28条を第31条とし、第22条から第27条までを3条ずつ繰り下げる。

第21条中「第12条第9項」を「第15条第9項」に改め、同条を第24条とする。

第20条第1項中「）及び」を「）、」に改め、「17万円）」の次に「及び同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（2項世帯主を除く。）  
1人について1, 115円

第20条第1項第2号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（2項世帯主を除く。）

1人について796円

第20条第1項第3号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（2項世帯主を除く。）

1人について319円

第20条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 239円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 398円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 637円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 796円

第20条第3項中「第56条の89第4項」を「第56条の89第4項第1号」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第20条を第23条とする。

第19条第1項中「第11条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第22条とする。

第18条第1号中「第13条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条を第21条とし、第15条から第17条までを3条ずつ繰り下げる。

第14条中「第17条及び第18条」を「第20条及び第21条」に改め、同条を第17条とし、第13条を第16条とする。

第12条第1項中「第20条」を「第23条」に改め、同条第3項中「この項及び次項並びに第20条第1項において」を削り、同条第9項中「第21条及び第23条」を「第24条及び第26条」に改め、同条を第15条とし、第11条を第14条とする。

第10条中「第13条、第17条及び第18条」を「第16条、第20条及び第21条」に改め、同条を第13条とし、第9条を第12条とし、第8条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第10条 第2条第5項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について1,592円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第11条 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について112円とする。

附則第2項から第5項まで及び第7項から第9項までの規定中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附則第10項中「及び」を「、」に、「以下この条」を「同号」に、「並びに」を「、」と、「という。」及び「とあるのは「という。」並びに」に改める。

附則第11項から第14項までの規定中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附則第15項中「第26条第2項」を「第29条第2項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の川越市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、このように措置する必要がある。

議案第 1 1 号

川越市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を定める  
ことについて

川越市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川越市衛生関係事務手数料条例（平成 1 4 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 3 号中「第 1 4 条第 1 5 項」を「第 1 4 条第 1 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、このように措置する必要がある。

議案第 12 号

川越市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等手続条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等手続条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等手続条例の一部を改正する条例

川越市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等手続条例（平成 11 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 45 年法律第 137 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「において」を「（法第 9 条の 3 の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて」に改め、「含む」の次に「。第 5 条第 1 項において同じ。）及び第 9 条の 3 の 3 第 2 項（同条第 3 項において読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。次条第 3 号及び第 5 条第 4 項において同じ）」を加え、「同条第 1 項の」を「法第 9 条の 3 第 1 項又は第 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（対象施設）

第 2 条 調査書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

(1) 法第9条の3第2項（同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の場合（次号に掲げる場合を除く。） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(2) 法第9条の3第2項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の場合（法第9条の3の2第2項に規定する場合に限る。）  
前号のごみ処理施設のうち焼却施設及び同号の一般廃棄物の最終処分場

(3) 法第9条の3の3第2項の場合 前号の焼却施設

第3条の見出しを「（調査書の縦覧の告示等）」に改め、同条中「市長は、調査書」の次に「（法第9条の3第1項に規定する調査の結果を記載したものに限る。）」を、「ときは、」の次に「当該」を加え、「、意見書」を「並びに意見書」に、「その他規則で定める」を「のほか、次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 施設の名称

(2) 施設の設置の場所

(3) 施設の種類

(4) 施設において処理する一般廃棄物の種類

(5) 施設の処理能力

(6) 実施した生活環境影響調査の項目

(7) 施設の設置又は変更（法第9条の3第8項に規定する変更をいう。）

に関し利害関係を有する者が意見書を提出できる旨

第3条に次の1項を加える。

2 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「廃棄物処分受託者」という。）は、調査書（法第9条の3の3第1項に規定する調査の結果を記載したものに限る。）を公衆の縦覧に供しよう

とするときは、当該調査書の縦覧の場所及び期間並びに意見書の提出先及び提出期限のほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 廃棄物処分受託者の氏名及び住所（法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所又は事業所の所在地）
- (2) 前項第1号から第6号までに掲げる事項
- (3) 施設の設置又は変更（法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項に規定する変更をいう。）に関し利害関係を有する者が意見書を提出できる旨

第4条の見出し中「縦覧」を「調査書の縦覧」に改め、同条第1項中「調査書」を「前条第1項の調査書」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 川越市環境部内で市長が指定する事務所

第4条第1項第2号中「前号」を「前2号」に、「指定する」を「必要と認める」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 生活環境影響調査を実施した区域及びその周辺地域内で、市長が指定する場所

第4条第2項中「調査書」を「前項の調査書」に、「前条」を「前条第1項」に改め、同条に次の3項を加える。

- 3 市長は、第2条第2号に掲げる場合であって、非常災害により生ずる廃棄物の処分を迅速に行わなければならないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

4 前条第2項の調査書の縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 廃棄物処分受託者の事務所又は事業所
- (2) 生活環境影響調査を実施した区域及びその周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

5 第2項及び第3項の規定は、前項の調査書の縦覧の期間について準用

する。この場合において、第2項中「前条第1項」とあるのは「前条第2項」と、「告示」とあるのは「公告」と、第3項中「市長は、第2条第2号」とあるのは「廃棄物処分受託者は、第2条第3号」と、「認める」とあるのは「市長が認める」と読み替えるものとする。

第5条第1項中「意見書」を「法第9条の3第2項の規定による意見書」に、「部署と」を「場所と」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 川越市環境部内で市長が指定する事務所

第5条第1項第2号中「指定する部署」を「必要と認める場所」に改め、同条第2項中「意見書」を「前項の意見書」に改め、「期間」の次に「（同条第3項の規定により期間を短縮した場合にあっては、当該短縮された期間）」を加え、同条に次の3項を加える。

3 市長は、第2条第2号に掲げる場合であって、非常災害により生ずる廃棄物の処分を迅速に行わなければならないと認めるときは、前項に規定する提出期限を短縮することができる。

4 法第9条の3の3第2項後段の規定による意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 廃棄物処分受託者の事務所又は事業所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

5 第2項及び第3項の規定は、前項の意見書の提出期限について準用する。この場合において、第2項中「前条第2項」とあるのは「前条第5項において読み替えて準用する同条第2項」と、第3項中「市長は、第2条第2号」とあるのは「廃棄物処分受託者は、第2条第3号」と、「認める」とあるのは「市長が認める」と読み替えるものとする。

第6条中「変更」の次に「（第3条第1項第7号の変更及び同条第2項第3号の変更をいう。次条において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提 案 理 由

一般廃棄物処理施設の設置に係る手続を見直すため、このように措置する必要がある。

## 議案第13号

川越市マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係手数料  
条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係手数料条例の一  
部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月24日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係手数料条例  
の一部を改正する条例

川越市マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係手数料条例（平  
成27年条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川越市マンションの再生等の円滑化に関する法律関係手数料条例

第1条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンショ  
ンの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

第2条第1項中「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に  
改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、このよ  
うに措置する必要がある。

議案第 1 4 号

川越市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市下水道条例の一部を改正する条例

川越市下水道条例（昭和 3 9 年条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の表のうち第 1 号の表を次のように改める。

(1) 処理区域内

用途	料金 基本料金	従量料金	
		排除量	金額（1 立方メートルにつき）
公衆浴場用（物価統制令（昭和 2 1 年勅令第 1 1 8 号）第 4 条の規定により埼玉県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場の用に供するものをいう。以下この条において同じ。）	1, 0 0 0 円	1 0 0 立方メートルを超える分	1 5 円
家事用その他（公衆	6 5 7 円	1 0 立方メートルま	5 0 円

浴場用以外の用に供 するものをいう。以 下この条において同 じ。)	での分	
	10立方メートルを 超え20立方メー トルまでの分	90円
	20立方メートルを 超え30立方メー トルまでの分	119円
	30立方メートルを 超え50立方メー トルまでの分	147円
	50立方メートルを 超え200立方メー トルまでの分	170円
	200立方メートル を超え500立方メ ートルまでの分	198円
	500立方メートル を超える分	215円

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後の公共下水道の使用に係る使用料について適用し、施行日前の公共下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して公共下水道を使用する者の当該公共下水道の使用に係る令和8年10月に確定する排除量の全部及び同年11月に確定する排除量の2分の1の排除量に係る使用料については、なお従前の例による。

## 提 案 理 由

公共下水道の使用料の額を見直すため、このように措置する必要がある。

議案第15号

川越市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び川越市監査委員条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び川越市監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月24日提出

川越市長 森田初恵

川越市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び川越市監査委員条例の一部を改正する条例

(川越市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 川越市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(川越市監査委員条例の一部改正)

第2条 川越市監査委員条例(昭和56年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、第243条の2の8第3項」を「並びに第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、このように措置する必要がある。

## 議案第16号

川越市学校部活動地域連携・地域移行推進基金条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市学校部活動地域連携・地域移行推進基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月24日提出

川越市長 森田初恵

川越市学校部活動地域連携・地域移行推進基金条例の一部を改正する条例

川越市学校部活動地域連携・地域移行推進基金条例（令和5年条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川越市学校部活動地域連携・地域展開推進基金条例

第1条中「地域移行の」を「地域展開の」に、「川越市学校部活動地域連携・地域移行推進基金」を「川越市学校部活動地域連携・地域展開推進基金」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

生徒のスポーツ・文化芸術活動について学校部活動から地域クラブ活動への展開を推進するため、このように措置する必要がある。

議案第17号

川越市新宿町一丁目広場の指定管理者の指定について

次のとおり川越市新宿町一丁目広場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

川越市長 森 田 初 恵

- |   |                    |  |
|---|--------------------|--|
| 1 | 公の施設の名称            | 川越市新宿町一丁目広場  |
| 2 | 指定管理者として<br>指定するもの | 神奈川県横浜市青葉区荏田町489番地1<br>東急グリーンシステム株式会社<br>代表取締役 田 中 徹 夫 |
| 3 | 指 定 の 期 間          | 令和8年7月4日から令和13年3月31日まで                                 |

提 案 理 由

川越市新宿町一丁目広場の指定管理者を指定するため、このように措置する必要がある。

議案第18号

包括外部監査契約について

次のとおり包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

川越市長 森田初恵

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告  |
| 2 | 契約の始期  | 令和8年4月1日   |
| 3 | 契約の金額  | 13,000,000円を上限とする額   |
| 4 | 契約の相手方 | 住所 所沢市くすのき台三丁目 [REDACTED]<br>[REDACTED]<br>氏名 鈴木雅也<br>資格 公認会計士 |

提案理由

包括外部監査契約を締結するため、このように措置する必要がある。

## 議案第19号

### 川越運動公園総合体育館メインアリーナ等空調設備整備工事請 負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

川越市長 森田初恵

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 川越運動公園総合体育館メインアリーナ等空調設備<br>整備工事           |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札                                    |
| 3 契約の金額  | 491,933,200円                              |
| 4 契約の相手方 | 川越市中台元町一丁目5番地15<br>株式会社三希設備<br>代表取締役 酒寄幹弘 |
| 5 工 期    | 本契約締結の日から令和9年3月12日まで                      |

#### 提 案 理 由

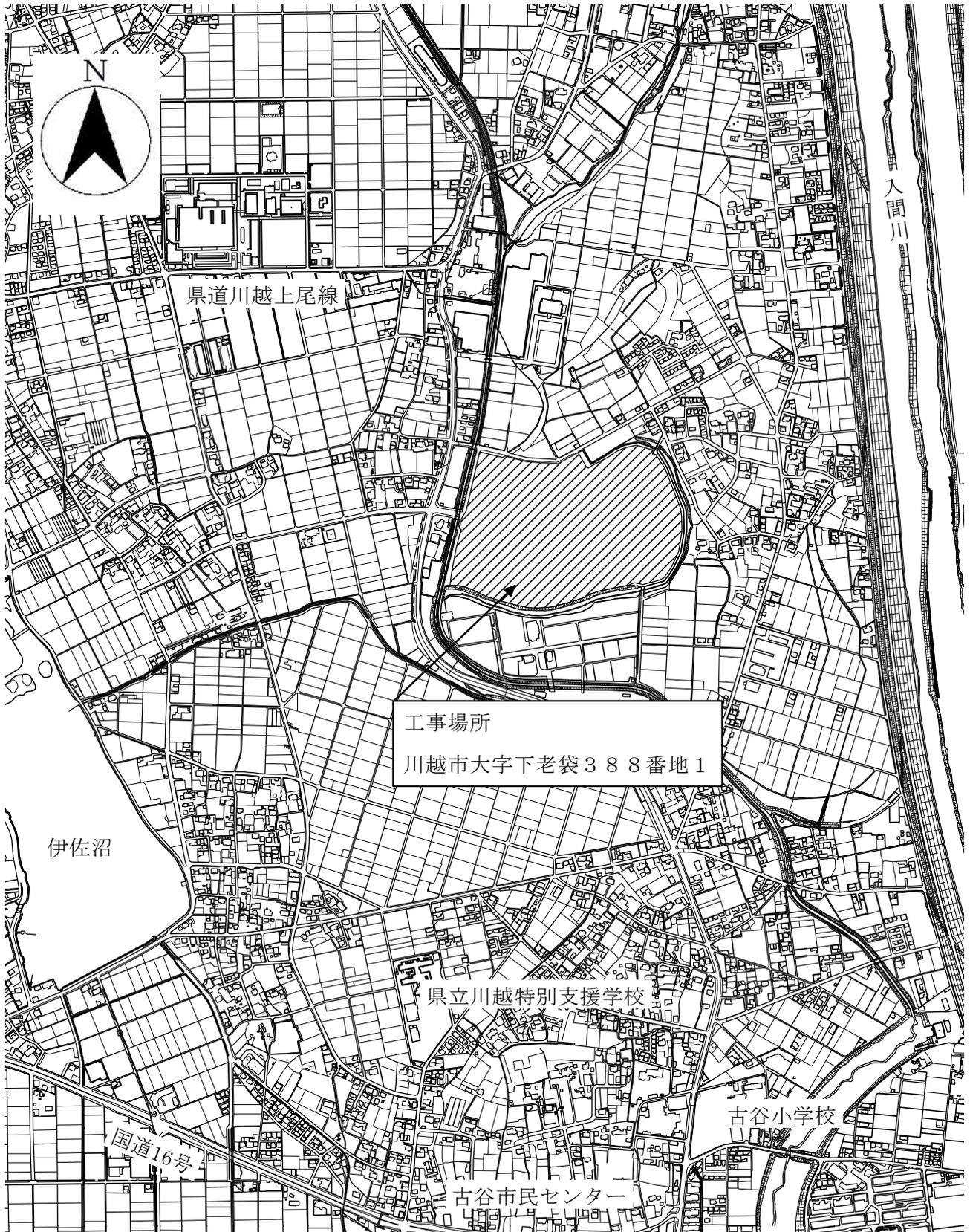
川越運動公園総合体育館メインアリーナ等空調設備整備工事入札の結果、このように措置する必要がある。

議案第19号参考資料

工 事 概 要

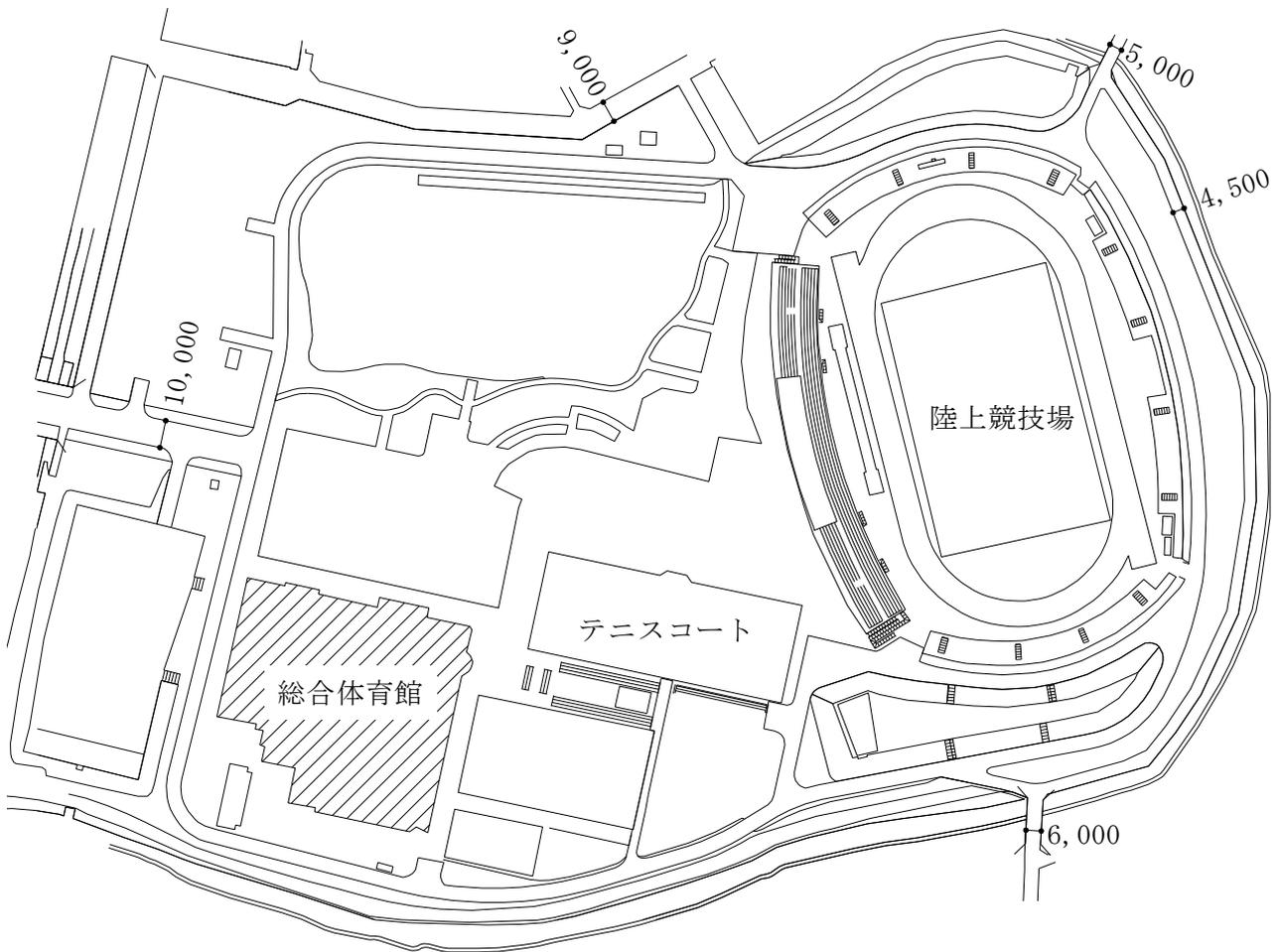
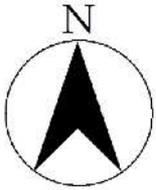
- 1 工 事 名 川越運動公園総合体育館メインアリーナ等空調設備  
整備工事
- 2 工 事 場 所 川越市大字下老袋388番地1
- 3 工 事 内 容 (1) 機械設備工事一式  
(2) 建築工事一式
- 4 工 期 本契約締結の日から令和9年3月12日まで

# 案内図



# 配置図

S = 1 : 3, 000



凡例



本工事建物

# 入 札 結 果 表

- 1 工 事 名 川越運動公園総合体育館メインアリーナ等空調設備整備工事
- 2 工 事 場 所 川越市大字下老袋388番地1
- 3 落札者決定日 令和8年2月3日
- 4 工 期 本契約締結の日から令和9年3月12日まで

No.	業 者 名	入札額 (単位円)			
		第1回目	第2回目	第3回目	摘 要
1	埼玉設備工業株式会社	辞 退	/		
2	株式会社ユーコー	辞 退			
3	日開設備工業株式会社	447,212,000			
4	川越設備株式会社	447,212,000			
5	株式会社三希設備	447,212,000			落 札
6	昭和工業株式会社	479,800,000			
付 記	契約の金額 491,933,200円 (消費税及び地方消費税を含む。) 4業者による一般競争入札の結果落札 日開設備工業株式会社、川越設備株式会社及び株式会社三希設備の入札額が同額であつたため、落札候補者を電子くじにより決定				

参考	設計金額 534,710,000円	}	消費税及び地方消費税を含む。
	予定価格 534,710,000円		
	最低制限価格 491,933,200円		

議案第20号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

川越市長 森 田 初 恵

- |   |                |   |
|---|----------------|---|
| 1 | 放棄する権利の内容      | 市営住宅使用料及びこれに対する遅延損害金に係る支払請求権  |
| 2 | 相手方            | 鶴ヶ島市 [REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]   |
| 3 | 放棄する市営住宅使用料の金額 | 1,266,100円  |
| 4 | 権利を放棄する理由      | 相手方が生活保護法による保護を受給していること及び今後の資力の回復が困難と見込まれることから、市営住宅使用料及びこれに対する遅延損害金を徴収することができなくなったため。 |

提 案 理 由

権利を放棄するため、このように措置する必要がある。

## 議案第 21 号

### 権利の放棄について

次のとおり権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

川越市長 森 田 初 恵

- |   |                |   |
|---|----------------|---|
| 1 | 放棄する権利の内容      | 市営住宅使用料及びこれに対する遅延損害金に係る支払請求権  |
| 2 | 相手方            | 川越市 [REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]  |
| 3 | 放棄する市営住宅使用料の金額 | 867,500円  |
| 4 | 権利を放棄する理由      | 相手方が生活保護法による保護を受給していること及び今後の資力の回復が困難と見込まれることから、市営住宅使用料及びこれに対する遅延損害金を徴収することができなくなったため。 |

### 提 案 理 由

権利を放棄するため、このように措置する必要がある。

議案第 22 号

川越市道路線の認定について

川越市道路線を次のとおり認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

川越市長 森 田 初 恵

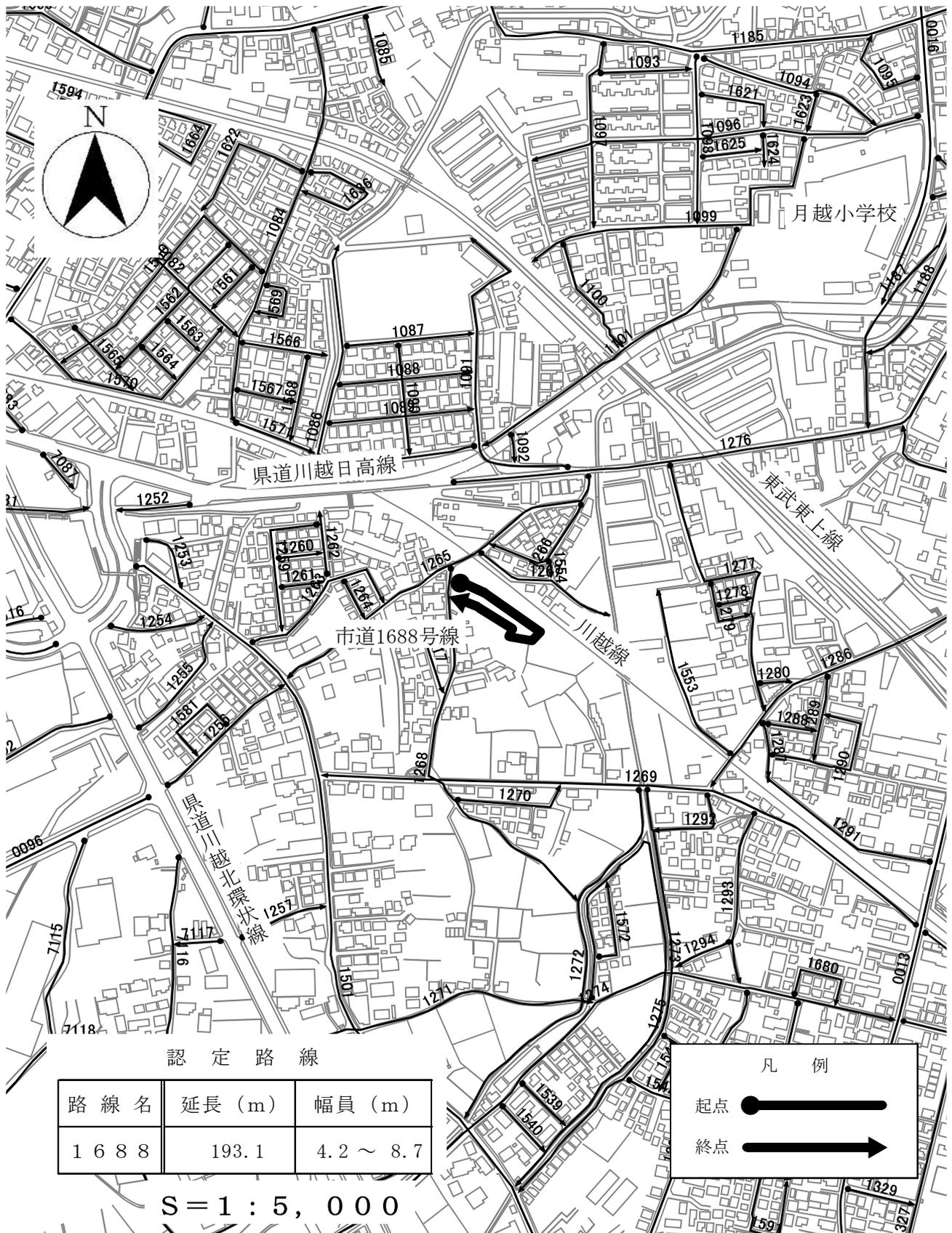
路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
市道 1688 号線	上野田町 6 番 55 地 先	上野田町 6 番 45 地 先	
市道 2625 号線	大字山田字東町 20 11 番 16 地先	大字山田字東町 20 11 番 18 地先	
市道 3615 号線	大字鴨田字下居田町 1152 番 6 地先	大字鴨田字下居田町 1152 番 11 地先	
市道 4594 号線	大字木野目字六角 1 351 番 3 地先	大字木野目字六角 1 353 番 1 地先	
市道 5627 号線	大字藤間字開発 34 1 番 13 地先	大字藤間字開発 34 1 番 18 地先	
市道 6989 号線	大字今福字萩野 86 7 番 16 地先	大字今福字萩野 85 7 番 3 地先	
市道 6990 号線	大塚新町 40 番 33 地先	大塚新町 40 番 29 地先	
市道 6991 号線	むさし野南 30 番 2 2 地先	むさし野南 31 番 5 2 地先	

市道 7 5 5 6 号線	南大塚二丁目 5 番 3 6 地先	南大塚二丁目 5 番 3 1 地先	
市道 7 5 5 7 号線	大字大袋新田字愛宕 側 8 6 8 番 1 0 地先	大字大袋新田字愛宕 側 8 6 8 番 1 5 地先	
市道 9 7 5 5 号線	大字上戸字山王原 3 1 1 番 1 9 地先	大字上戸字山王原 3 1 1 番 6 地先	

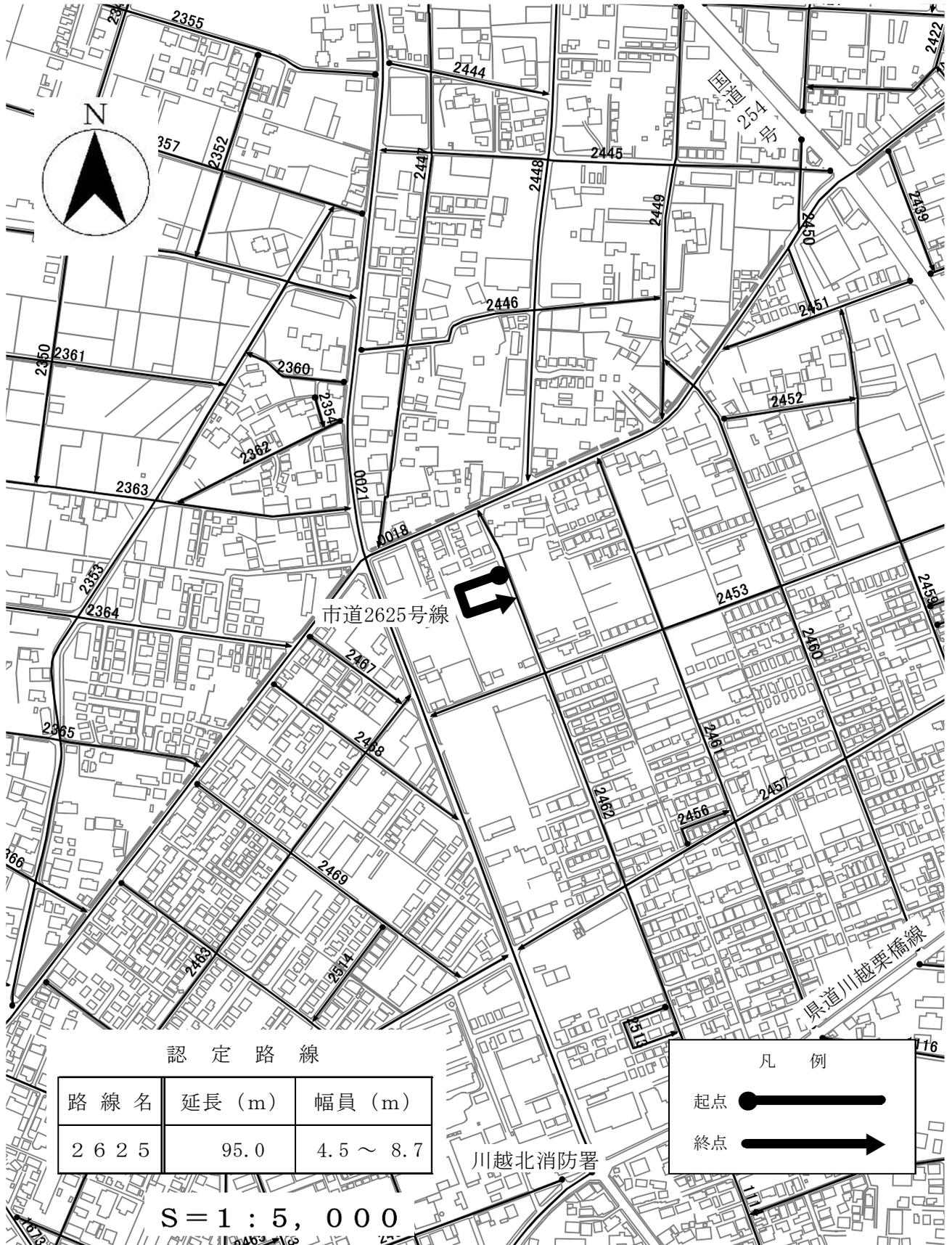
### 提 案 理 由

開発行為に伴い、このように措置する必要がある。

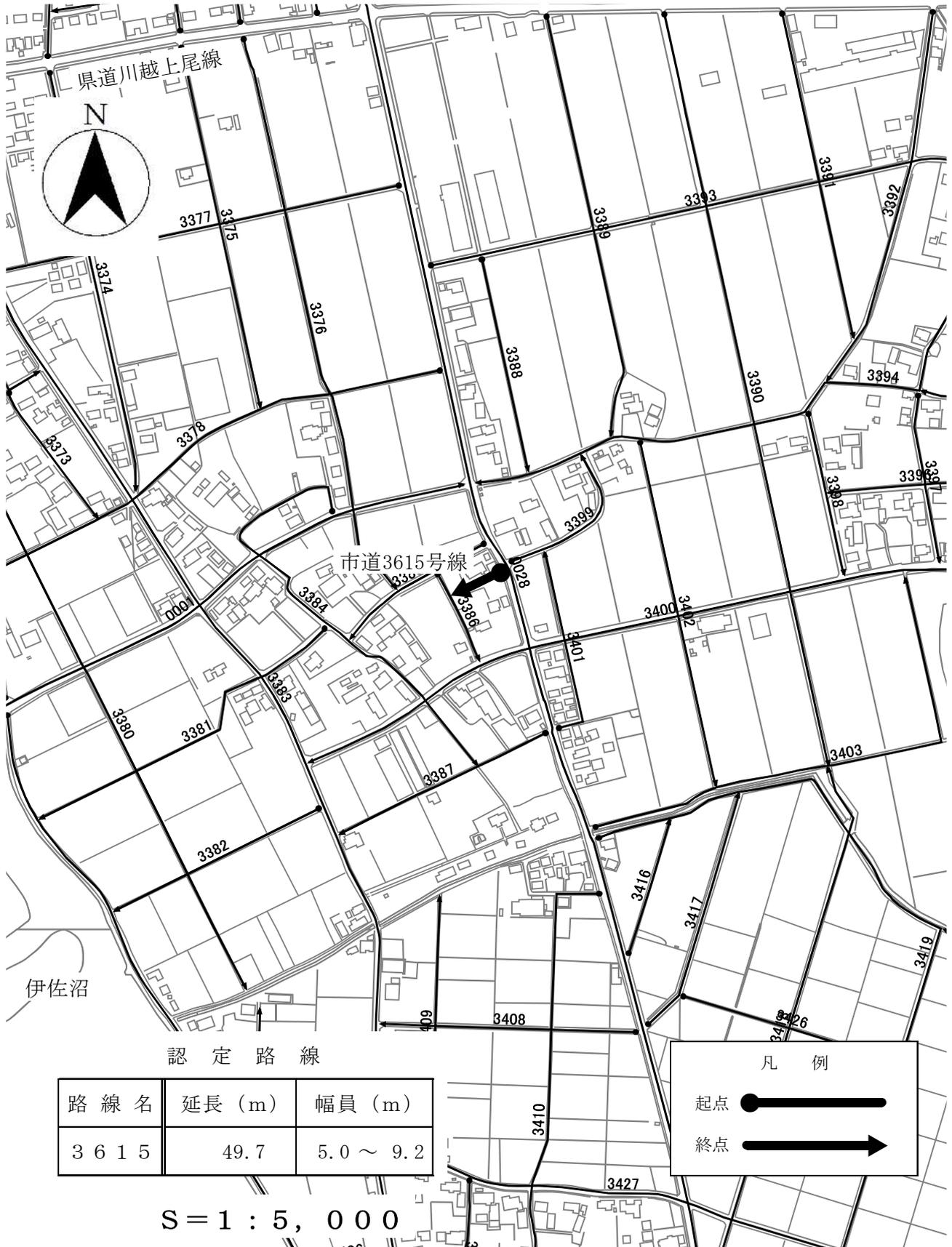
# 路線図



# 路線図



# 路線図



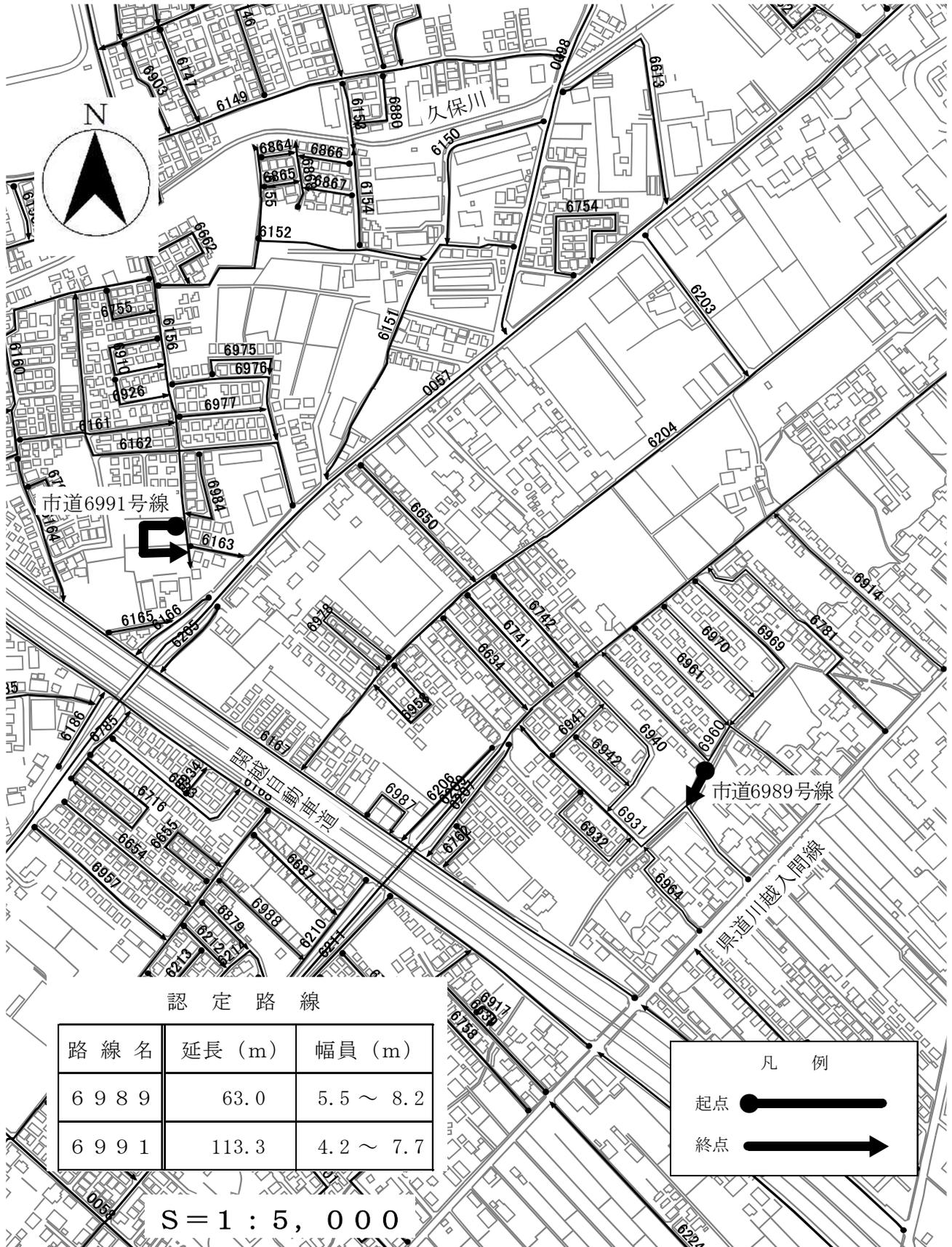
# 路線図



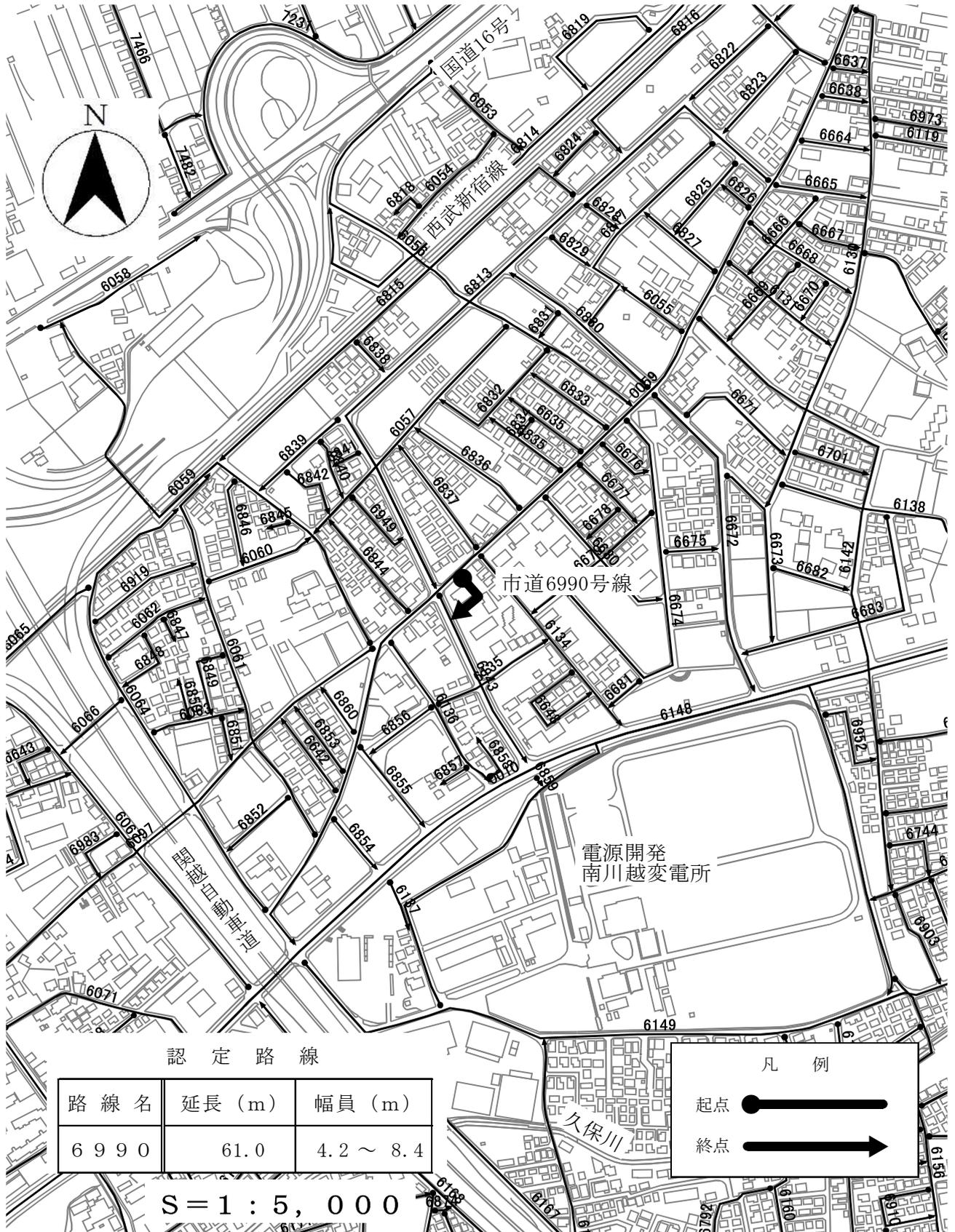
# 路線図



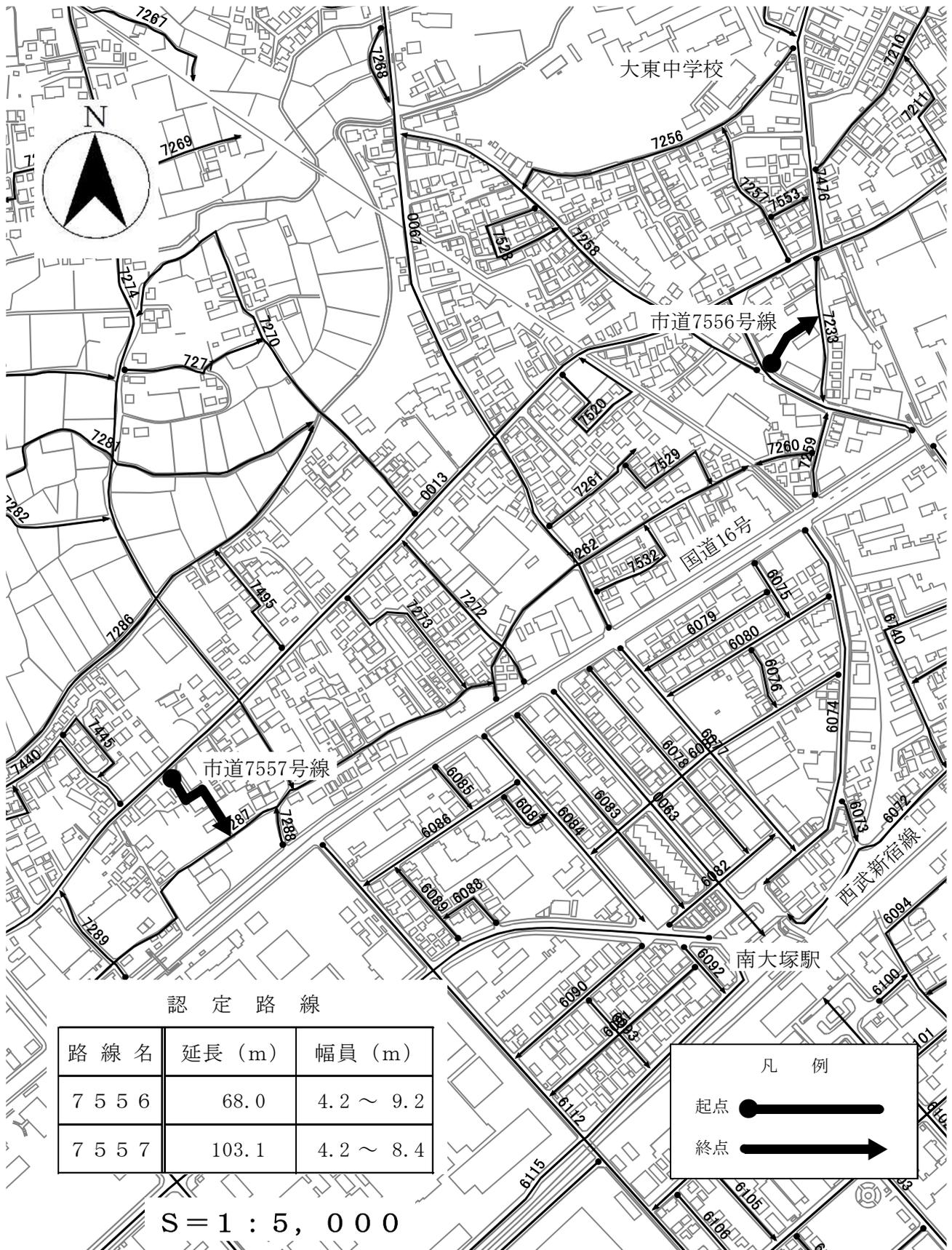
# 路線図



# 路線図



# 路線図



# 路線図

